



滋 統 第 451 号  
平成 23 年(2011 年)7 月 8 日

社団法人 全日本不動産協会 滋賀県本部  
本部長 中川 俊寛 様

滋賀県総合政策部統計課長



平成 23 年毎月勤労統計調査特別調査に対する調査協力依頼について

平素は、毎月勤労統計調査に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省から標記調査を実施するにあたり、別添のとおり、社団法人 全日本不動産協会 理事長様あてに調査協力依頼がされております。

滋賀県では、県内で 37 の調査区を対象に調査を実施します。調査区内の事業所様には、8 月から 9 月にかけて知事が委嘱しました統計調査員が訪問いたしますので、調査の趣旨を御理解の上、会員様への周知等について御協力を賜りますようお願い申し上げます。

については、同調査についてのお願いの文案を添付させていただきますので、貴団体の会報誌等への掲載について御配慮いただきますようお願いいたします。

参考までに、「平成 23 年 毎月勤労統計調査特別調査について」、「毎勤だより」を同封いたします。これらの資料を会員様にお渡しいただける場合は、必要部数を送付いたしますので、お手数ですが御連絡をお願いします。



問い合わせ先

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県総合政策部統計課

商工学事統計担当 櫻坂、西川

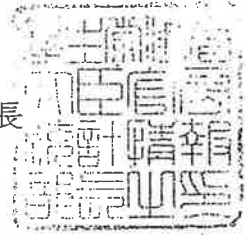
電話：077-528-3392 FAX：077-528-4835



統発第0627第1号  
平成23年6月27日

社団法人 全日本不動産協会  
理事長 川口 貢 様

厚生労働省大臣官房統計情報部長



平成23年毎月勤労統計調査特別調査に対する調査協力依頼について

厚生労働省が実施しております「毎月勤労統計調査」(統計法に基づく基幹統計調査)につきましても、日頃よりご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、毎月勤労統計調査のうち「特別調査」は、日本標準産業分類の16大産業に属し、1～4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間、雇用の変動を明らかにするため、年1回(7月31日現在について)実施しています。

調査は、標本理論に基づいて日本全国から無作為に選んだ地域(別添「指定調査区市町村名一覧」内にある地域)に所在するすべての事業所を8月～9月にかけて統計調査員が訪問して、事業所の常用労働者数や主な生産品や事業の内容等を確認し、そのうち常用労働者を1～4人雇用する事業所について特別調査を実施します。

つきましては、統計調査員が伺いましたら調査にご回答いただけますよう、貴会会員の事業所に調査についてご周知願います。

ご参考までに、毎月勤労統計調査要綱、毎月勤労統計調査特別調査の調査票、「平成23年 毎月勤労統計調査特別調査について」、「毎勤だより」及び平成22年調査結果(概況)、特別調査イメージキャラクター「特ちゃん」を各1部を同封いたします。

なお、同封いたしました資料の電子ファイルをご利用頂ける場合は、メール又は電子媒体でお送り致しますので、お手数ですがご連絡をお願いいたします。

担当 厚生労働省 大臣官房統計情報部  
雇用統計課毎勤第一係 本吉  
Tel. 03-5253-1111 (内線 7605)  
E-mail motoyoshi-kasumi@mhlw.go.jp

## 掲載文（案）

### 毎月勤労統計調査特別調査についてのお願い

厚生労働省では、本年7月31日現在で、常用労働者を1人から4人雇用している事業所を対象に、毎月勤労統計調査特別調査を実施します。

この調査は、1～4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間及び雇用の実態について全国及び都道府県別に明らかにすることを目的に実施しており、結果は小規模事業所の実態を示す資料として最低賃金の改定審議等に使用されています。

調査対象となる事業所には、8月から9月にかけて統計調査員が訪問し、調査票の内容をお聞きして調査票を作成いたします。

調査票に書かれた事柄は、「統計法」により、厳しく秘密が守られます。また、統計以外の目的に用いられることは禁じられています。

ご多忙のこととは存じますが、調査の重要性をご理解いただきまして、ご回答いただきますようお願いいたします。

厚生労働省  
滋賀県

事業所の皆さまへ

# 平成23年 毎月勤労統計調査 特別調査について

厚生労働省  
都道府県

お忙しいところ、貴重なお時間をいただきありがとうございます。

この度、毎月勤労統計調査特別調査を行うための調査区として、この地域が指定されました。

調査に先立ち、統計調査員が皆様の事業所にお伺いして、事業所の名称、常用労働者数などを把握する「準備のための調査」をさせていただきます。

「準備のための調査」では、まず、指定した地域の最新の事業所名簿を作成いたします。この名簿は、調査の対象となる事業所を整理するためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。

また、統計調査員は知事が任命した公務員であり、調べた事からについて他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。

正しい統計結果を出すために、まず、事業所の名簿が最新のものであることが必要です。統計調査員の質問には、ありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

## 毎月勤労統計調査 特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査（給与や労働時間、雇用の変動を毎月明らかにする調査）を補うために常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、小規模事業所の実態を示すものとして最低賃金の決定に係る審議会資料に使用される等、行政施策の企画・立案に役立てられています。

なお、この調査は国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づく「基幹統計調査」とされています。

## 調査の流れ

厚生労働省

調査区の指定

統計調査員

調査区内の最新の事業所名簿を作成  
(事業活動の内容、労働者数などをお尋ねします)。



統計調査員

調査区内の常用労働者数が1～4人の全ての事業所に対して  
常用労働者ごとの性別、通勤・住込みの別、  
家族労働者であるかどうかの別、年齢、  
勤続年数、出勤日数、1日の実労働時間数、  
きまって支給する現金給与額、  
年間の特別給与額  
について調査いたします。

統計を作成する目的  
以外に使用することは  
絶対にありません。



厚生労働省

統計作成



### 基幹統計調査とは？

**A**

国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づき承認された統計調査のことです。

対象になった方は、統計法により調査に回答しなければなりません。一方、秘密の保護などについて厳重な規定が定められています。

国勢調査、経済産業省生産動態統計調査、経済センサス等も基幹統計調査です。

ご不明な点などがありましたら、下記までご連絡ください。

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号

滋賀県総合政策部統計課 商工学事統計担当

TEL 077(528)3392 FAX 077(528)4835



毎月勤労統計調査特別調査  
イメージキャラクター  
「とくちゃん」



厚生労働省大臣官房統計情報部(雇用統計課)

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 内線7605～7607、7609、7610、7626

毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページ「最近公表の統計資料」にも掲載されています。(http://www.mhlw.go.jp)

調査事業所のみなさまへ

この国の 確かな選択 支える統計

# 毎勤だより

## 毎月勤労統計調査 特別調査

### 毎勤統計調査特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査（給与や労働時間、雇用の変動を毎月明らかにする調査）を補うために常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

毎月行っている「毎月勤労統計調査」は、その前身も含めると大正12年から始まり90年近く継続している歴史ある調査です。このうち、特別調査は昭和32年に開始された調査です。

なお、この調査は国の重要な調査として、統計法に基づく基幹統計調査とされ、調査対象となった事業所に対して、回答の義務に関する規定や回答しなかった場合の罰則規定を設けており、さらに調査の従事者には秘密保護の義務が課せられている程、大切な調査です。

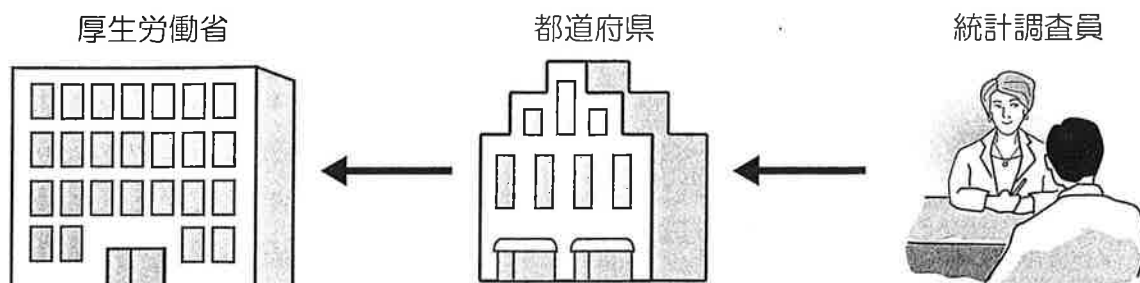
対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、小規模事業所の実態を示すものとして最低賃金の決定に係る審議会資料に使用される等、行政施策の企画・立案に役立てられています。

### 調査の方法

調査に際しては、貴事業所に統計調査員が赴きます。この統計調査員は、各都道府県の知事が任命し、必ず統計調査員証を携帯しています。

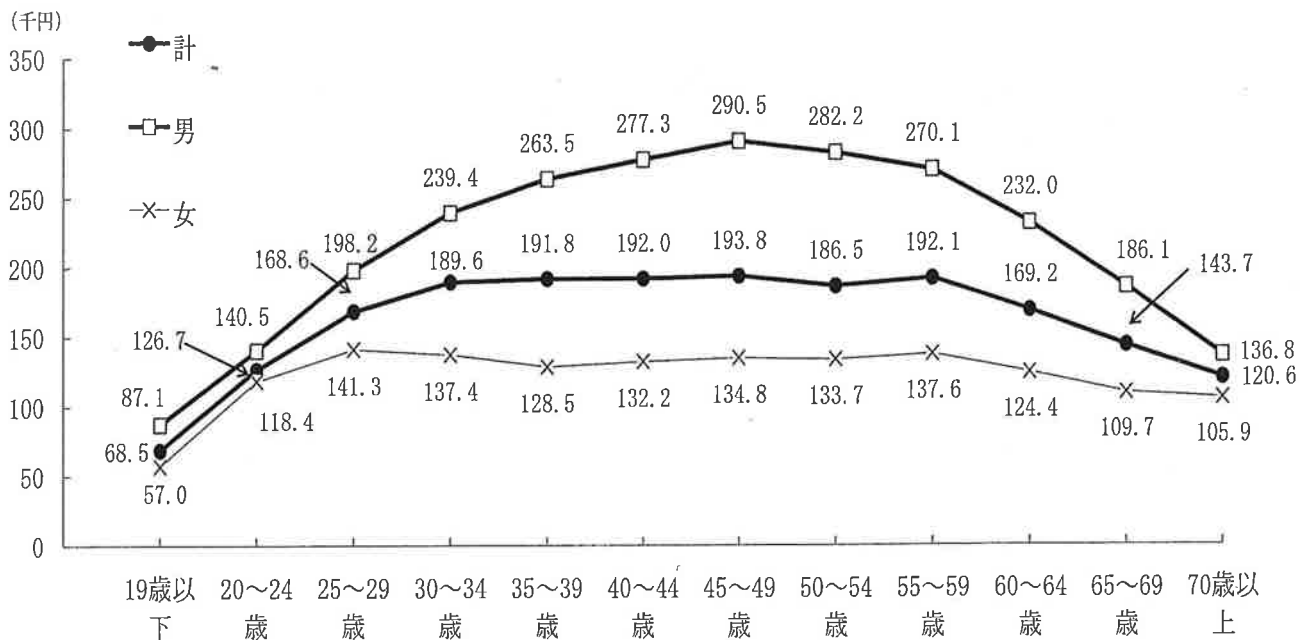
### 調査の流れ



# ● 平成22年毎月勤労統計調査特別調査の結果から ●

## ◎性、年齢階級別月間きまって支給する現金給与額

(平成22年、事業所規模1～4人、調査産業計)



## ◎年齢、勤続年数、月間出勤日数、通常日1日の実労働時間数、月間きまって支給する現金給与額、特別に支払われた給与、短時間労働者の割合の推移

(事業所規模1～4人、調査産業計)

| 年    | 年齢   | 勤続年数 | 出勤日数 | 通常日1日の実労働時間数 | きまって支給する現金給与額 | 過去1年間に特別に支払われた現金給与額(勤続1年以上) | 短時間労働者割合(1日6時間以下) |
|------|------|------|------|--------------|---------------|-----------------------------|-------------------|
|      | 歳    | 年    | 日    | 時間           | 円             | 円                           | %                 |
| 平成5年 | 41.3 | 8.9  | 22.7 | 7.4          | 194,062       | 368,944                     | 23.1              |
| 10   | 42.2 | 9.6  | 22.0 | 7.3          | 201,453       | 334,987                     | 24.5              |
| 15   | 43.1 | 9.8  | 21.5 | 7.3          | 193,570       | 241,577                     | 25.5              |
| 16   | 43.4 | 9.9  | 21.4 | 7.2          | 192,588       | 225,303                     | 25.4              |
| 17   | 43.7 | 10.1 | 21.1 | 7.2          | 190,888       | 220,764                     | 26.0              |
| 18   | 44.2 | 10.4 | 21.1 | 7.2          | 190,749       | 219,475                     | 26.9              |
| 19   | 45.0 | 10.9 | 21.1 | 7.2          | 190,482       | 214,629                     | 26.9              |
| 20   | 45.4 | 11.1 | 21.2 | 7.2          | 192,630       | 208,367                     | 27.0              |
| 21   | 44.7 | 10.6 | 20.8 | 7.1          | 185,402       | 195,387                     | 28.2              |
| 22   | 45.1 | 10.8 | 20.7 | 7.1          | 184,676       | 184,694                     | 28.4              |

◎都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間

(平成22年、事業所規模1～4人、調査産業計)

| 都道府県 | きまって支給する<br>現金給与額 | 出勤日数 | 通常日1日の<br>実労働時間 |
|------|-------------------|------|-----------------|
|      | 円                 | 日    | 時間              |
| 全 国  | 184,676           | 20.7 | 7.1             |
| 北海道  | 176,692           | 21.7 | 7.2             |
| 青森   | 166,920           | 22.2 | 7.2             |
| 岩手   | 165,079           | 21.4 | 7.1             |
| 宮城   | 186,815           | 21.2 | 7.3             |
| 秋田   | 189,011           | 22.0 | 7.4             |
| 山形   | 168,127           | 21.2 | 7.1             |
| 福島   | 175,270           | 21.6 | 7.3             |
| 茨城   | 173,019           | 19.7 | 6.9             |
| 栃木   | 185,137           | 21.3 | 7.1             |
| 群馬   | 181,799           | 20.9 | 7.1             |
| 埼玉   | 188,066           | 19.9 | 7.1             |
| 千葉   | 205,913           | 20.6 | 7.3             |
| 東京都  | 222,543           | 20.3 | 7.4             |
| 神奈川県 | 195,668           | 19.5 | 7.0             |
| 新潟   | 193,877           | 21.3 | 7.2             |
| 富山   | 183,014           | 21.5 | 7.0             |
| 石川   | 187,741           | 21.0 | 7.2             |
| 福井   | 199,148           | 21.2 | 7.1             |
| 山梨   | 195,371           | 21.3 | 7.2             |
| 長野   | 195,221           | 21.4 | 7.3             |
| 岐阜   | 174,832           | 19.9 | 7.0             |
| 静岡県  | 189,570           | 20.5 | 7.0             |
| 愛知県  | 189,044           | 20.6 | 7.0             |
| 三重   | 177,424           | 20.1 | 6.9             |
| 滋賀   | 186,158           | 20.7 | 7.2             |
| 京都   | 168,166           | 19.5 | 6.9             |
| 大阪   | 178,501           | 20.2 | 7.0             |
| 兵庫県  | 175,198           | 19.8 | 6.9             |
| 奈良   | 171,475           | 19.9 | 7.0             |
| 和歌山  | 164,575           | 20.9 | 6.8             |
| 鳥取   | 182,979           | 21.3 | 7.3             |
| 島根   | 171,894           | 20.8 | 7.2             |
| 岡山   | 183,774           | 20.5 | 7.0             |
| 広島   | 204,543           | 21.5 | 7.5             |
| 山口   | 170,789           | 20.7 | 6.9             |
| 徳島   | 172,154           | 21.3 | 7.2             |
| 香川   | 189,980           | 21.1 | 7.1             |
| 愛媛   | 172,268           | 21.2 | 7.0             |
| 高知   | 162,876           | 21.1 | 7.0             |
| 福岡   | 184,719           | 21.4 | 7.1             |
| 佐賀   | 171,914           | 21.5 | 7.3             |
| 長門   | 172,552           | 22.2 | 7.3             |
| 熊本   | 161,700           | 21.5 | 7.3             |
| 大分   | 171,869           | 21.4 | 7.2             |
| 宮崎   | 169,858           | 21.7 | 7.2             |
| 鹿児島  | 168,765           | 21.9 | 7.2             |
| 沖縄   | 142,196           | 21.9 | 7.1             |





調査の内容が、他に知られたりするようなことは無いのでしょうか？

**A** この調査は、我が国の一人当たりの賃金や労働時間を調べるためのもので、税金の算定や、労働基準法その他の法律に基づく取り締まりなどに用いることは絶対にありません。

統計法という法律で、そのようなことは禁じられています。

なお、調査には統計調査員が赴いていますが、統計調査員は、知事が任命した公務員です。調べたことについて他にもらすことは、やはり統計法で固く禁じられています。

安心してお答えください。



基幹統計調査とは？

**A** 国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づき承認された統計のことです。

統計法では基幹統計調査の調査対象となった方に対して、回答の義務に関する規定や回答しなかった場合の罰則規定が設けられている程、大切な調査です。

国勢調査、経済産業省生産動態統計調査、経済センサスなども、基幹統計調査です。

## 調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査についてのご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号

滋賀県総合政策部統計課 商工学事統計担当

TEL 077(528)3392 FAX 077(528)4835



厚生労働省大臣官房 統計情報部（雇用統計課）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111（内線 7605～7607, 7609, 7610, 7626）

毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページ「統計調査結果」の「最近公表の統計資料」にも掲載されています。（<http://www.mhlw.go.jp>）

平成23年